

一般競争入札を行いますので、京都市上下水道局契約規程第7条の規定に基づき、次のとおり公告します。

平成22年2月15日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 西村 京三

## 1 一般競争入札に付する事項

### (1) 工事件名

山ノ内ポンプ場整備（その1）工事

### (2) 工事概要

#### ア 土木工事

(ア) 管路 一式

(イ) ポンプ場整備 一式

#### イ 機械設備工事

(ア) 排水ポンプ撤去工事 一式

(イ) 配管撤去工事 一式

#### ウ 建築工事

(ア) 建築主体工事（ポンプ場） 一式

(イ) 建築機械設備工事 一式

(ウ) 建築電気設備工事 一式

### (3) 工期

契約の日から540日以内

### (4) 工事場所

京都市右京区太秦安井西沢町地内

## (5) 工事実施方法

特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」といいます。）による共同施工方式

## 2 参加資格に関する事項

この公告に係る競争入札に参加できる者は、次に掲げる条件をすべて満たす者とします。

- (1) 平成21年度京都市上下水道局競争入札有資格者名簿（工事）に登録されていること。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から参加資格の確認までの期間に、京都市上下水道局競争入札等取扱要綱第27条第1項の規定に基づく競争入札の参加停止措置を受けていないこと。
- (3) 共同企業体として下記3に定める条件を満たしていること。

## 3 共同企業体に関する事項

### (1) 共同企業体の構成員の資格条件

ア 共同企業体は、代表者となる構成員と代表者以外の構成員の2社で結成するものとします。

イ 代表者となる構成員は、建設業法第27条の23の規定による最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（この入札の翌日において、当該審査基準日から1年7箇月を経過したものを除きます（以下「評価結果通知書」といいます。）。）の「建築工事一式」の種目の総合評定値が1,100点以上であること。

ウ 代表者以外の構成員は、評価結果通知書の「建築一式工事」の種目の総合評定値が950点以上であり、かつ、本市内に主たる事業所（本社等）があること。

## (2) 技術者要件

共同企業体の構成員にあつては、監理技術者を専任で配置すること。

なお、配置予定の技術者は、常勤の自社工員であり、かつ、入札参加の申出日において引き続き3箇月以上の雇用関係があることとし、実際に配置する技術者の変更については、相当の理由があるものとして当局の承認を受けた場合を除き、認めないものとします。

## (3) 共同企業体における構成員の重複の禁止

共同企業体の構成員は、この工事に係る2以上の共同企業体の構成員となることができません。

## (4) 共同企業体における結成方法

結成方法は、自主結成とします。

## (5) 共同企業体における出資比率

代表者となる構成員の出資比率は、構成員中最大であることとします。

なお、出資比率の下限は、30パーセント以上とします。

## 4 関係会社の参加制限

本件入札に参加しようとする者が、別の共同企業体の構成員として、次の各号のいずれかの関係に該当する場合は、そのうちの一者しか参加できません。

### (1) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定による子会社をいいます。以下同じ。）又は子会社的一方が、会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」といいます。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除きます。

ア 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社

をいいます。以下同じ。) と子会社の関係にある場合

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(2) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、アについては、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除きます。

ア 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(3) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

前各号と同視し得る資本関係又は人的関係にあると認められる場合

5 一般競争入札参加資格確認申請書等の交付

(1) 交付場所及び問い合わせ先

〒601-8004 京都市南区東九条東山王町12番地

京都市上下水道局本庁舎1階

京都市上下水道局総務部用度課

(電話 075-672-7728)

ホームページのアドレス <http://www.city.kyoto.jp/suido/yodo.htm>

(2) 交付期間

この公告の日から平成22年3月2日(火)午後5時まで

(3) 交付方法

(1)の上下水道局ホームページに掲示しますので、ダウンロードして使用してください。

6 競争入札の参加資格の確認手続等

(1) 参加資格の確認の申請手続

入札に参加しようとする者は、次に掲げる書類（以下「申請書類」といいます。）を提出し、審査を受けることとします。

ア 一般競争入札参加資格確認申請書

イ 添付書類

上記 3 (1)イ， 3 (1)ウ及び 3 (2)に掲げる条件に関する書類等

(2) 申請書類の提出方法

ア 提出期間

この公告の日から平成 22 年 3 月 2 日（火）までの午前 9 時から午後 5 時まで

イ 提出場所

上記 5 (1)の場所

(3) 参加資格の確認の通知並びに工事の設計書及び図面等について

申請書類の受領後、競争入札の参加資格の確認を行い、その結果は、平成 22 年 3 月 4 日（木）に、京都市上下水道局総務部用度課において掲示します。参加資格があると認められた者は、この日以降に入札参加資格通知書兼競争入札通知書及び入札書を受け取ることとします。

なお、参加資格がないと認めた者に対しては、その理由を付して通知します。

工事の設計書及び図面については、平成 22 年 3 月 11 日（木）までに株式会社平安光業（京都市中京区丸太町烏丸西入常真横町 187 番地 電話 075-231-1177）又は株式会社中央精器（京都市下京区烏丸通五条下ル大坂町 396 番地 電話 075-871-8400）において有償にて配布します（配布する時間帯は、午前 9 時から午後 5 時までとします。）。この参加資格の確認の通知日から平成 22 年 3 月 11 日（木）までの期間に設計書及び図面の購入をさ

れなかった場合、積算不能として本件入札に参加することができません。

(4) 参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

ア 参加資格がないと認められた者は、管理者（上下水道局長）（以下同じ。）  
に対し、書面により競争入札の参加資格がないと認められた理由の説明を求め  
ることができます。

なお、当該書面は、平成22年3月8日（月）までに、上記5(1)の場所に提  
出することとします。

イ 管理者はアによる説明を求められたときは、平成22年3月10日（水）ま  
でに、当該説明を求めた者に対し、書面により回答します。

(5) 参加資格の確認の取消し

参加資格があると認められた者が次の各号のいずれかに該当することとなったとき  
は、管理者は(3)による通知を取り消し、改めてその旨を通知します。

ア 参加資格があると認められた者が、入札日時までに、京都市上下水道局契約規程  
第3条に規定する一般競争入札参加者の資格を喪失したとき。

イ 競争入札参加資格の確認後、落札決定の日時までの期間に、要綱第27条第  
1項の規定に基づく競争入札の参加停止措置を受けたとき。

ウ ア及びイに掲げるもののほか、この入札に参加する者に必要な資格を欠くこ  
ととなったとき。

エ その他管理者が特に入札に参加させることが不適當であると認められたとき。

7 入札の実施日及び実施場所

(1) 実施予定日

平成22年3月26日（金）

(2) 実施場所

京都市上下水道局総務部用度課入札室

## 8 入札方法

- (1) 入札は、原則として、参加資格者が入札に参加して、入札書を入札函に投函することにより実施するものとします。
- (2) 入札者は、(1)により投函した入札書の書換え、引替え又は撤回をすることはできません。
- (3) 代表者以外の者（以下「代理人」という。）が入札に参加する場合には、本件入札に関し代理人を選任した旨を記載した委任状を提出してください。ただし、代表者の記名押印がある入札書で入札する場合には、委任状の提出は不要とします。
- (4) 本件入札においては、低入札価格調査制度による入札を行いますので、入札者は入札時に入札金額に対応する積算内訳書を提出するものとします。

なお、積算内訳書には、工事件名及び工事場所、会社の住所又は所在地、商号又は名称、代表者又は受任者の役職及び氏名を記載し、登録印を押印するとともに表紙を付けるか、会社名を記載した封筒に封入、封かんすることとします。
- (5) (4)の積算内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではありません。
- (6) 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を含まない金額を入札書に記載することとします。

## 9 落札者の決定方法及び低入札価格調査

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、低入札価格調査制度の調査基準価格を下回る価格で入札を行った場合（以下、その入札者を「低入札価格入札者」といいます。）は、同制度による調査を実施しますので、開札の日から2日後（日数の計算に当たっては、京都市の

休日を定める条例に規定する本市の休日を除きます。)の午後5時までに低入札価格調査に必要な書類等(以下「低入札価格調査資料」といいます。)を上記5(1)の場所に提出しなければなりません。

低入札価格入札者が、低入札価格調査資料を期日までに提出しない場合は、理由の如何を問わず入札参加資格を取り消し、その者に対し要綱第27条第1項の規定に基づき、競争入札参加停止措置を行います。

なお、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるときは、その者との契約を行いません。

低入札価格調査に係る調査項目等の詳細は、上記5(1)の場所において掲示しています。

#### 10 低入札価格調査を経た契約における技術者の増員配置

低入札価格調査を経て契約する場合には、代表者となる構成員について、通常配置する監理技術者とは別に監理技術者1名を現場に専任で配置することとします。

#### 11 入札の無効

京都市上下水道局契約規程第12条各号(第3号を除きます。)に定めるもののほか、虚偽の申請により参加資格があると認められた者が行った入札は、無効とします。

#### 12 その他

(1) この調達は、政府調達に関する協定の適用を受けるものではありません。

(2) この手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とします。

(3) 入札保証金 免除

(4) 契約保証金 要

(5) 契約書作成の要否 要

(上下水道局総務部用度課)